

呼吸不全の原因はアスペルギルス症によるものではなく、石綿肺及びその合併症に起因するものであり、約19年9か月間の石綿曝露歴を認めた。Nさんは、逆転裁決で見事認定を勝ち取ることができたのである。

本来であれば足立労基署が愛媛じん肺診査医の意見を鵜呑みにせず、専門医の鑑定意

見をとって慎重に医学的判断をすべきであった。また、労災審査官は、旧労働省の通達を機械的に当てはめるのではなく、石綿肺は10年曝露で所見が現われるという検討会報告に基づき決定すべきであった。

ともかく、Nさんの認定にささやかながら貢献できたことを共に喜びたいと思う。



いながら、鶴見労基署に不支給決定の理由をたずねたところ、鶴見工場で今まで石綿肺がんが4件も認定されたにも関わらず（「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」2008年10月27日）、本省協議扱いにしていなかったことが判明した。

厚生労働省の「石綿による疾病事案の事務処理に関する質疑応答集」には、肺がん事案で診療録等の医証が全くない場合の取り扱いについて、「過去の同一事業場で、同一時期の同一作業に従事した同僚労働者が労災認定されている場合」には本省あて相談されたい」とされている。鶴見労基署の担当者は、これを怠っていたのである。この質疑応答集の解釈をめぐって若干議論した末、鶴見労基署は、自身が下した不支給決定を取り消さざるを得なかったのである。

最終的には、調査を見直した結果、旭硝子(株)京浜工場の診療所に功さんの定期健診のX線写真が残っており、その写真を局医に見せたところ、「石綿肺」の所見が得られたことをもって、鶴見労基署は本省協議扱いにするまでもなく業務上とした。

神奈川県内の労基署の中では最も石綿案件を多く扱う鶴見労基署にしては、ずいぶんと杜撰な調査をしたものだ。定期健診のX線写真を積極的に提供しなかった会社の非協力的な対応にも問題があるが、初動調査で会社保存の写真を見逃した鶴見労基署の責任も大き



同一認定ある場合の石綿肺がん 神奈川●不支給処分を署自ら取り消し

2009年1月21日、「石綿所見なし」として一旦は不支給決定された神田功さんの肺がんが、鶴見労働基準監督署で自庁取り消しとなり、石綿救済法の時効労災の適用を受けることになった。妻のキミ子さんは「えっ！そんなことがあるの？」と驚いたそうだが、経緯は以下のとおり。

キミ子さんは、昨年3月29～30日に行われた「全国一斉・アスベスト被害無料相談」に相談した。その前日に、厚生労働省が公開した「石綿ばく露取り扱い作業による労災認定等事業場」を新聞で見ていると、夫の務めていた「旭硝子鶴見工場」があるのを見つけたと言う。相談を受け、私たちはさっそく労災申請の準備に取りかかった。

神田功さんは、旧旭硝子(株)の川崎工場、鶴見工場（現京浜工場）で40年間働いた。2000年4月

に定年退職したと同時に肺がんで入院し、同年8月に亡くなった。

職歴では他に自動車部品製造会社があるが、期間は3年と短い。同僚の話によると、功さんは切断作業に従事し、その際にアスベストを大量に取り扱っていたという。高温の炉によるガラスの温度を下げないために石綿布をかけて作業したという。石綿曝露作業が特定され、従事期間の長さからも労災認定は十分可能に思われた。入院していたY病院にはX線やCT写真は残されていなかった（保存期間が過ぎたため）が、会社には他にも肺がんで労災認定された者が一人いたので、申請することにした。会社の事業主証明は得られなかったため、キミ子さんは半ばあきらめながらの申請だった。

結果は、「不支給」。あきらめようか、不服審査請求しようか迷